

		·F		
課題	現状と	対象 河川	対象 行政	
-	■河川下水道対策 ●河川対策(武庫川水系河川整備計画) ①河道対策 (1) 名塩川合流点~羽東川合流点 ・武田尾地区では昭和 58 年台風 10 号を契機にパラペット等による緊急的な溢水対策を実施したが、平成 16 年台風 23 号ではこれを上回る 洪水が発生し、再び溢水した。 ・そのため、住民が適切に避難等の判断ができるよう、水位の状況に応じて回転灯の作動やサイレンを吹鳴し危険情報を周知する洪水危険 情報通報システムを設置しているが、早期に再度災害防止を図る必要がある。 (2) 仁川合流点~名塩川合流点 ・昭和 58 年台風 10 号を契機に下流から河川改修事業により順次河床掘削を行い、現在生瀬大橋付近までの整備が概成している。しかし、平成 16 年台風 23 号ではこの改修事業の目標流量を上回る洪水が発生したが、河道が掘り込みであるため洪水が河道内で流下し浸水被害は発生しなかった。 ・生瀬大橋上流の西宮市名塩木之元(リバーサイド住宅)等の未整備区間では、住宅の床上、床下浸水や橋梁の流失、護岸の決壊など、著しい被害が発生した。 ・未整備区間のうち家屋の多い青葉台地区では、地元住民の意向を踏まえながら、引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要がある。 ②堤防強化(武庫川水系河川整備計画) ・洪水時における浸透、侵食に対する安全性と安全水準を満たさない堤防の強化対策を今後も継続して整備を進める必要がある。			
	③洪水調節施設 ・武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し、昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。(武庫川水系河川整備計画) ●下水道対策(西宮市下水道ビジョン、2010.3) (1)西宮市下水道 ・西宮市では過去10年間に約880戸の浸水被害が発生しており、経済的損失や精神的被害を受けている。 (2)伊丹市下水道 ・平成6年の集中豪雨以来、浸水対策を積極的に取り組み、雨水貯留施設やポンプ場、幹線管きょを整備し、効果を上げてきたが、今後も引き続き、浸水被害解消に努める必要がある。 (3)宝塚市下水道 ・現在も浸水解消への住民要望は強く、引き続き浸水被害解消の早期実現を図る。	武庫川	宝塚市伊丹市では、北部)	中流域ブロック

課題

■流域対策(武庫川水系河川整備計画)

- ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、 様々な流出抑制対策が行われてきた。
- ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増 大している。
- ・平成20年7月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会からも雨水 を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。
- ・これまで進めてきた河川対策に加えて、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。

■減災対策(武庫川水系河川整備計画)

- ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が 発生し、河川から洪水が溢れでて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。
- ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、 流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。
- ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難で きるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。
- ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が 生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。
- ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることと あわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められている。

■河川環境の整備と保全(武庫川水系河川整備計画)

●動植物の生活環境の保全・再生

- ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成 15 年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」 を作成している。
- ・中流部の武庫川峡谷では、サツキやアオヤギバナなどの岩上植物が洪水による撹乱を受けながら生育している。
- ・本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性 は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。
- ・本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっ ている。
- ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。

●景観

- ・武庫川の中流部では、峡谷特有の川の流れを含む貴重な自然景観が保たれ、名称を持つ淵や岩が多く存在しており、阪神間の都市住民 にとって、市街地に近接した貴重なレクリエーション空間であり、身近な癒し空間ともなっている。
- ・県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するための地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)を策定できることとした。
- ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。

●河川利用

- ・宝塚市域では、高水敷がスポーツグラウンド等として利用されている。
- ・今後も、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。

●水質

- ・武庫川の中流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。
- ・武庫川上流浄化センターでは、平成11年10月より全量高度処理を行っている。
- ・武庫川下流浄化センターでは、施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。
- ・河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。

黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画)

赤字:市計画

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



	対象 行政	対象 河川	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針						
中流域ブロック	西宮		・ 想定を起える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。 【方針】 ■ 同川水液 (武庫川水系河川整備計画) ・ (河面送対策 (武庫川水系河川整備計画) ・ (河面送対策 (武庫川水系河川整備計画) ・ (河面送対策 (武庫川水系河川整備計画) ・ (河面送対策 (武庫川水系河川整備計画) ・ (3 塩川台流点・羽東川台流点・ ・ 武田尾地区においては戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流点・名塩川台流点・名塩川台流点・名塩川台流点・名塩川台流点・3 塩川会流点・3 塩川台流点・3 塩川台流点・3 塩川会流点・3 地域内 2 号で浸水電車の生じた生型が抵土流の未整価医間のうち、家屋の多い青葉台地区について、生港大橋下流の整備済み区間と同水準の流量 (1,900m3/s) を安全に流下させるとともに、平成 16 年台風 23 号(生瀬地点 2,600m3/s)による再度 (3 支川 東瓜 16 年 12 日洪水 (戦後最大) 東海川 宝塚市 50 昭和 36 年 9 月 26 日洪水 (戦後最大) 東海川 宝塚市 50 昭和 36 年 6 月 27 日洪水 (戦後最大) ※整備区間流末地点の流量 (2 堤防強化・沿川が市街化した天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 (3 洪水湖節施設 第次 2 地内が指化した天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 (3 洪水湖節施設 第次 2 地内が指化・沿川が市街化した天王寺川、天神川において、計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 (3 洪水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m3/s の洪水調節を行う。	 予入監禁等() 四窓内下水温(担資下水温ビジュン、2010.3) ハハートの製能による近水電の超減、浸水配配のある校区については、既存水器の有効利用やイバス雪の設策、または、校園や公園の地下に貯留施設を設施(浸水地面の数据に努める。 ・ 沿水安全度の向上・浸水による細胞周角対策 公共施設とものに、能率年を6年に1度の関係(Vinner)から10年に12回及業 (55mm/hr) に向けた整備で表する。 ・ オンサイト管管・浸透による細胞周角対策 公共施設と呼吸による過度の最初対 (15mm/hr) に向けた整備を持ずる。また、公本施設とのにようイト管管を設め金管を展する。 ・ オンサイト管管・浸透による細胞周角対策 ・ オンサイト管管・浸透による細胞の周角対策 公共能設と浸透低空を提供しませた。 対策無限と重視を選りる。 ・ オリーオード管・浸透による細胞の自身対象 (15mm/hr) に向けた整備を持ずる。また、公本施設を自めによって4下する。(20年間と20年間と20年間と20年間と20年間と20年間と20年間と20年間と					

/	17:1	
	조)	
\	\mathcal{T}	

対象 対象 対象 行政 河川	河川下水道対策		流	域対策
文 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	両川下水道対策 ■両川対策 (①柔声川水系河川整備計画) ●河川対策 (①名塩川合流点 ~ 羽東川合流点 , 中流部の近用尾地区において、戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水(武 田尾地点における河道への配分流量 2,600m3/s) に対し、溢水対策を検討し実施する。 ・ 当面は地元住民の意向を踏まえながら、平成 16 年台風 23 号洪水(武田尾地点 2,400m3/s) による再度災害の防止対策を検討し実施する。 ・ 2(21川)倍流点	整酒をは、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規模開発には、「大規値は、「大規模開発には、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、」」、「大規値は、「対値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、、「対値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、「大規値は、、「大規値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、「対値は、、対値は、、	対策として、県では1ha以上の開発行為を行おうとす 伊丹市では、県の基準より対象を広げた基準(宝塚要請に関する指針」に基づく協力要請により、流出的 現模(1ha)以上の開発行為を行う開発者等に対し、領調整池の設置・適正管理義務に違反したものには、領事をあるとともに、調整池指導の対象となる面積の引きなり組み。 はと並行して、都市機能が集積している地区から順次少十イト貯留施設を整備済み。) 透水性舗装・雨水浸透ます、浸透トレンチ等の浸透を製造となるの(武庫川流域総合治水推進計画) はこ努める。(武庫川流域総合治水推進計画) はこめる。(武庫川流域総合治水推進計画) はこから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性と関高校の2箇所に校庭貯留施設を設置している。ま合治水対策の取組事例) 以下の取り組みを行う。(総合治水条例)り、これらの施設の両水貯留浸透機能を高める。全維持する。 自標貯留量 約13万元3 約4万元3 約4万元3 約15万元3 約4万元3 約15万元3 約4万元3 約2万元3 約4万元3 約51万元3 約61万元3 0元元3 0元元3 0元元3 0元元3 0元元3 0元元3 0元元3 0	る者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(長庫県県土整備部)に基づき、昭和53年から防市:0.3ha以上)を独自に設けて指導している。 1 の

を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。

・県は、六甲山麓地域を土砂災害から守るとともに、都市のスプロール化から六甲山系の緑を守り、山麓を恒久的な緑の防災ベルト(緑の防波堤)として保全整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」を宝塚市、西宮市で実施しており、さらなる展開を図る。

・地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例)



対象 対象 対象

報の伝達

- :、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。
- は、武庫川洪水時に水位局での3時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することで的確な避難勧告等の発令 :防活動を支援(フェニックス防災システム)している。今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、 洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。(総合治水対策の取組事例)
- R市、伊丹市では平成 23 年度に、水害を想定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、雨量や河川水位などの客 |データから避難勧告を発令するタイミング等について定めた。今後も、実績洪水等を踏まえ、マニュアルの精度向上を図る。
- '市では地域防災計画において「災害時職員行動マニュアル」を策定し、避難勧告を発令するタイミング等を定めている。今後 市職員へのマニュアル遵守の徹底および、実績洪水等を踏まえたマニュアルの精度向上を図る。
- :、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入を推進する。

制の強化

- 市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、 う袋等の水防資機材の備蓄状況等(基本方針治水に関する資料)、水防に関する相互の情報共有や連携強化に務めている。今 継続して実施し連携強化を図る。
- 、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に、実践的な演習を行い、市は、県、 関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域住民とともに開 、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。
- R市では H24.1 に総合防災訓練を実施した。自主防災会や防災リーダーの他、近隣小学校の児童も参加し、市民と協働した訓練 :った。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。
- 『市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 5 自主防災組織が発足した。ま 宝塚市自主防災組織育成指導に関する規定、同要綱、宝塚市防災資機材助成要綱等の全面改正を行い支援体制の整備に取り組 。今後も継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。
- 『市では平成 23 年度に、緊急消防援助隊に係る派遣要請を受け、応援出動隊の編成を速やかに実行させるべく、宝塚市緊急消 助隊に関する応援出動要綱および、市域における大規模災害に備え、応援隊の受援指針を定めた。今後は、発災時の応援出動 および受援指針の円滑な運用のため実践的な演習を実施する。
-]市では、毎年梅雨前には水防工法訓練、秋には防災図上訓練を実施するとともに、平成 25 年 1 月には総合防災訓練を実施し、 会や中学生をはじめ、「いたみ災害サポート登録」等により協力関係を構築している市内事業所との連携を深めることで、地 防災力の底上げを図る。
- H市では自主防災会が 208 組織・64,702 世帯で組織しており、結成率は 97.2%と高い水準にあることから、自主防災活動におけ **|難訓練をはじめ、各種支援を行なっている。今後とも各種支援を実施し、地域の防災力向上に資する。**
- '市では平成 23.10 に警察、消防、自衛隊等が参加した総合防災訓練を実施した。今後も継続して実施し、発災時の円滑な避難・
- '市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には新たに 2 自主防災組織が発足した。今 継続して自主防災組織未結成自治会等への結成推進を実施する。
- R市では、地域住民の要望に応じて各戸に 10 袋を限度とし、土のう袋の無料配布を行っている。今後も継続実施し、水防活動
- **『住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める。**(総合治水条例)

避難のための啓発(逃げる)

流域総合治水推進計画)

取組の推進

- よび市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。 、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。
- :、過去に発生した災害の情報や避難所までの経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応などを地域住民自らの手で地図に する「手づくりハザードマップ」の導入を推進する。西宮市では南部の5地区において住民が主体となり作成されている(総 |水対策の取組事例)。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策について
- 携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」 加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
- 『市では、情報伝達手段の 1 つである「宝塚市安心メール」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的に実
- **}市では、出前講座や広報等を通じて緊急災害情報メールの登録を啓発するとともに、平成 23 年度は災害対応情報をコンパク** こまとめた「自然災害に備えて~ミニ心得」を全戸配布するなど、各家庭での自助の取組の啓発に傾注している。
- '市では、情報伝達手段の 1 つである「にしのみや防災ネット」への登録を様々な機会を利用して PR しており、今後も継続的 施する。なお、既存エリアメールの更なる活用策として、より詳細な地域分割で災害情報の提供を行うなど、避難情報の伝達 |の構築に努めている。
- **【住民は、以下の取り組みを行う。**(総合治水条例)
- **!及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。**
- 也の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。
- た、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。

黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画)

赤字:市計画

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画



	対象	対象	>=====================================	世帯の個人に創作する記念			
	行政	河川	減災対策(2/2)	環境の保全と創造への配慮			
			●共助の取組の推進 ・市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民 同士が助けあう取組の推進に努める。	・河川整備に当っては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を譲じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境 2 原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。 武庫川下流部の目標 対策 1 機平原と瀬・淵の再生 現状の砂州形状や砂河原の比高を考慮した河床掘削を行い、みお筋や礫河原および瀬・淵を再生する。 武庫川下流部の目標 (生瀬大橋〜名塩川			
			・伊丹市では、地域での共助の仕組みである災害時要援護者避難支援制度の地域での導入を進めており、登録者には緊急告知「ドラジオを配布して迅速な避難活動につなげる取組を推進している。 ・伊丹市では市内事業所等が地域の救助救援に取り組んでもらう「いたみ災害サポート登録」を進めており、特に浸水区域において、事業所施設の一時退避場所としての使用について、多くの事業所等の協力を得ている。今後も登録を推進し、協力事業所の増加に努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例)・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。 ・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。・宝塚市では平成 23 年度に、災害時に避難所などで使えるダンボール製のペッドを供給する協定を段ボールメーカーと締結した。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。・宝塚市では平成 23 年度に、福祉避難所の設置運営に関する協定を、地元の特別養護老人ホーム等と締結した。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。・伊丹市では浸水区域に立地する大規模小売店舗との避難に係る協定を締結する等、市内事業所との災害時協定を推進している。今後も、市内民間事業者等と協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に備える。・西宮市では平成 24 年度に災害時に避難所などで使えるダンボール製のペッドを供給する原活・力とと締結した。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に穿める。・西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努める。・西宮市では、学校、公民館等の公共施設を指定避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としている。また、避難所入り口には、看板を設置し対応する災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所としていては、洪水時使用不可と明示など)し、的確な避難に資する方策を来生度以降等を要外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上				
中流	西宁		で具体化を検討する。 ■水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川上流流域下水道事業を行っている。(兵庫県 HP)処理面積神戸市:3,002.0ha、西宮市:949.4ha、三田市:3,044.1ha 計:6,995.5ha下水管渠三田幹線他 2 L= 16,310.0 m処理場名称:武庫川上流浄化センター、位置:神戸市北区道場町生野、計画処理人口:264,800 人			
域ブロック	宝塚市(北部)	武庫川	 (武庫川流域総合治水推進計画) ●水害に備えるまちづくりへの誘導 ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。 ●重要施設の浸水対策 ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水 	処理能力: 195,000m3/日、処理方法:高度処理(凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過) 完成の時期 昭和60年5月:一部供用開始、平成38年3月:全体計画目標年次 ・県では、阪神間の4市(尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市)の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川下流流域下水道事業を行っている。(兵庫県 HP) 処理面積 尼崎市: 2,081.8ha、西宮市: 1,484.0ha、伊丹市: 784.0ha、宝塚市: 2,327.0ha 計: 6,677.8ha			
			が生じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。 ●水害に対する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)」等の保険制度への加入促進に努める。	下水管渠右岸第 1 幹線他 7 L= 33,830.0 m処理場名称:武庫川下流浄化センター、位置:尼崎市平左衛門町、計画処理人口:629,100 人 処理能力:374,900m3/日、処理方法:高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過)完成の時期昭和 51 年 10 月:一部供用開始、平成 38 年 3 月:全体計画目標年次			
			・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。(総合治水条例) R例 黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画) 赤字:市計画	・定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。 ・油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 ・わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 ・河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。 ■生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針) 以下の5点について配慮する。 (1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する			
			青字: 兵庫県計画 (整備計画、推進計画以外) 紫字:県・市が今後共同で取り組む計画	(2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める (4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する (5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める 具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。 ①生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 ②種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全			
				・野生生物の住息・生育環境の保全・創出 ・野生生物の多動を阻害する要素の排除・抑制 ③遺伝子の多様性への配慮 ・遺伝子攪乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ・野生生物の対策 ・侵略的外来生物への対策 ・侵略的外来生物の排除・抑制 ⑤野生動物対策			



対象	対象河川		
下流域ブロック1 西宮市 (南部)	河河	■河川下水田対策 ●河川対策(既世川木系河川整備計画)))の河が繁雄・ 総和 50 年台風 10 号を装盤に昭和 60 年から河川改修・ 紫北 50 年 51 月に築垣区間の整備が完了した。 ・ 平成 16 年台風 10 号を装盤に昭和 62 年から河川改修事業により河床垣削を行い、平成 21 年 3 月に築垣区間の整備が完了した。 ・ 平成 16 年台風 10 号を装盤に昭和 62 年から河川改修事業により河床垣削を行い、平成 21 年 3 月に築垣区間の発情が完了した。 ・ 下流部業産区間の別川は高度に市能していることから、ひとたび場がが決壊し氾濫すると最大な検索が起走される。 表定 12 記訟 区域内の人口や資産が国管理河川の上位クラスと同を並へる武庫川では、挟木に対する安全度の早滞向上が喫緊の課垣 てある。 (3 新川 10 年度に都市/河川改修事業に第手し、中津橋から法河川上流端の区間が平成 2 年に完了している。 ②別川 11 平成元年 9 月台風 19 号に刺激された状雨前線による記録が書雨により西宮市の南部で大きな浸水検害が生じ、河川遠甚妥 古分球特別別念事業により項口から上流約 3 7年のの品間技工改修が行われた。 ・ 津井川は、昭和 55 年から都市が河川改修事業による記録が実施が行われた。平成 8 年度に超点した。 ③満成川 (原知大男本の海を開土)。 ・ 東西 50 年に都市が河川改修事業による記録が実施が変かる。 ・ 海北町川 50 年に都市が河川改修事業によるの後上海による記録が実からますを決めます。 ・ 東田 50 年に都市が河川改修事業にあるの様とが行われた。平成元 50 年に成市の河間が発売して、シールイルのあい治水が現か必要となっている。 ・ 第成町川 (原別パ茶河川連修計画)・ 泉水河に 50 年に成市大海海県 50 年に成市大海湾県 50 年に成市大海湾県 50 年に成市大海河川連修計画)・ 泉水河に 50 年に成市大海河川連修計画)・ 泉水河に 50 年に 50 年の後大海市が設まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	

現状と課題

- ■河川環境の整備と保全(武庫川水系河川整備計画)
- ●動植物の生活環境の保全・再生
- ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成 15 年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」を作成している。
- ・市街地を流れる下流部では、河川改修や高水敷の公園整備により人工改変率が高く、外来種の繁茂が見られるが、カワラサイコが生育する礫河原が 一部で残っている。
- ・本支川にある数多くの横断工作物は河川改修に合わせた魚道等の設置により、武庫川峡谷より下流の本川では、魚類等の移動の連続性は確保されているが、その多くが構造的な問題から、アユ等の遡上・降下に支障をきたしている。
- ・本川と支川や水路の合流点においては、大きな落差が見られる箇所もあり、メダカやドジョウなどの生物移動の阻害要因の一つとなっている。
- ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。

●景観

- ・下流部は複断面河道となって市街地を流れ、高水敷のクロマツ、アキニレ等とあいまって安らぎの景観を見せており、多くの区間が河川敷緑地として整備されている。特に西宮市側は良好な景観を保全するために昭和12年に風致地区として指定されている。
- ・「ふるさと桜づつみ回廊」の一貫として堤防の安全性に支障のない箇所に桜の苗木を植え、桜づつみ回廊を形成している。
- ・県では、平成 19 年 3 月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画(地域景観マスタープラン)を策定できることとした。
- ・今後とも、景観法に基づく景観計画等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。

●河川利用

- ・仁川合流点付近から河口までは、公園・緑地として整備された広い高水敷がジョギングやサイクリング等に利用されている。
- ・今後も、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。

●水質

- ・武庫川の下流域の水質は下水道の普及等により改善し、現在は環境基準を達成している。
- ・武庫川下流浄化センターでは施設の更新にあわせて高度処理化を進めている。
- ・河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。

■津波防災対策(兵庫県の取組)(「津波防災対策の推進」H23.10.24)

- ・国による津波被害想定結果について、県所有の地形データとの相違点等を確認し、県独自の津波シミュレーションを実施している。(H24.8.29 資料)
- ・県では、安政南海地震(M8.4:Lv1)を前提に、兵庫県に到達する最大津波高を想定している。この想定では、防潮水門の門扉が完全に閉鎖できれば浸水を防ぐことができるが、門扉が閉鎖できなければ*浸水地域が生じる箇所が生じる。*
- ・県では、住民避難についても、市町津波災害対応マニュアル整備の促進、避難訓練の実施、住民への意識啓発を行うなど、幅広い取り組みを促進している。

儿例

黒字:兵庫県既計画(整備計画、推進計画)

赤字:市計画

青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)

紫字:県・市が今後共同で取り組む計画

	対象 行政	対象 河川	基本的な目標に関する事項・推進	進に関する基本的な方針		
下流域ブロック1			基本的な目標に関する事項・推) 「目標) ・想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。 「方針) ■河川下水道対策 ●河川対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道対策 (1)河道内川・戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m3/s(甲武橋)を安全に流下させる。(武庫川水系河川整備計画)・銀ね1/20の治水安全度に対応した民存施設を適正に維持管理する。 (3東川 (第川水系河川整備計画)・銀ね1/20の治水安全度に対応した民存施設を適正に維持管理する。 (3東川 (東川水系河川整備計画)・銀ね20年に1回程度の降雨で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備などの総合的な治水対策を行う。 (3)洗沢川 (洗沢川水系河川整備計画)・銀ね20年に1回程度の降雨で発生する洪水から人命、資産等を守るため、河川の改修や洪水調節施設の整備、下水道の管渠整備や雨水貯留施設の整備なら約な治水対策を行う。 (5)原川 (原川水系河川整備計画)・銀ね1/20の治水安全度に対応した既存施設を適正に維持管理する。 (2)紫堤区間の堤防造地・・武庫川下流部の策堤区間において、計画高水位以上の洪水に対して堤防を洗壊しにくくずる工法の検討。 (3)洪水調節施設・武庫川下流部の策堤に関しおいて、計画高水位以上の洪水に対して堤防を洗暖しにくくずる工法の検討。 (3)洪水調節施設・武庫川下は遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m3/s の洪水調節を行う。 ●下水道対策(西宮下水道ビジョン、2010.3)・ハードの軽偏ともる浸水被害の軽減に努める。・治水安全度の向上:浸水液可軽減に努める。・治水安全度の向上:浸水に対する安全度をより向上させるために、確率年を6年に1度の降雨(47mm/hr)から10年に1度の降雨(55mm/hr)に向は大器性で表と表	■新組物の生活環境の保全・再生 ●新川(新川水系河川接情計画) 全区間に渡って、選挙は重直で高くパラペットや安全対策として転落防止槽が設置されているため水面利用は行われていない。 ・ ●型のは変が下級では、では、大きなど野秀への耐性が急い性。鼻側ではお川でムケリ、ヒョドリが確認された。 ・ ・ 申津相から新川指までの沿川には桜が軸破され、様木の下にはヨモギやヒメジョオンなどの草本類が繁茂している。 ・ 多面様が入れ、不り社をど野秀への耐性が急い性。鼻側ではお川でムケリ、ヒョドリが確認された。 ・ 中津相から新川指までの沿川には桜が軸破され、様木の下にはヨモギやヒメジョオンなどの草本類が繁茂している。 ・ 多面様外への流入などにより火質は悪かったが、下水道整備が進むとともに水質は収費されている。(2000(759%i曲): 2~5mg/1) ● 東川(栗川水系河川連衛計画) ・ 河道は直線的で河道内の軸生もほとんど見られず、コンクリートスは石精護岸が続いており、全体に単調な景観である。 ・ 河川は石積銀产な極速大と類もした初川に最を形成している。 ・ 中流部には親外公園が整備されたおり、西宮の市街地では増重なオープンスペースとして市長の憩いの場となっている。また、トウョン・ボリ事の危機、アオスシアゲハやシオカラトンがなどの自実的体語されている。 ・ 水質は、下水道整備が進んだことにより、近年 BOD(759%i値)は3~5mg/1 程度で推移している。 ● 氷末川(光波川水系河川運動性器計画) ・ 魚上流部の河道は川幅「1~2m程度である。 ・ 様生は西宮神社の周辺では、メジロやコイラなどの鳥類やアオスジアゲハやカナブン等の昆虫類が確認された。 ・ 治川の西宮神社の周辺では、メジロやコイラなどの鳥類やアオスジアゲハやカナブン等の昆虫類が確認された。 ・ 池川の西宮神社の周辺では、メジロやコイラなどの鳥類やアオスジアゲハやカナブン等の昆虫類が確認された。 ・ 流面神社下流から遅右町にかけては暗渠河道である。建石町から下流は三面張の河道が整備されている。 ・ 水質に入りが海側が整備されている。 ・ 水質に対りが繊維の水道となり、カダヤンなどの魚類が確認されている。 ・ 水質に入りが海側が整備が進んだことにより、近年BOD(759%i値)は1~3mg/1 程度で推移している。 ・ 別川(駅川水系河川整備計画) ・ 泉川公園は「採名所 IOO 選」にも選定された接の名所となっている。また、脇所に開窓が設置され、水際まで降りることができる。 別川のサラやマツ等の樹林を生息場とするが近れの表とないのでは変したが一般されている。 ・ 月川公園は「採名所 IOO 選」にも選定されたおり、ヌマムツ、カワムツ、カワコシノボリが確認された。種生はツルコシ、クサヨンなど水解的に広と音じている機能は広とでしている。 ・ 上流では河域な砂筋が高に潤、酒が残されており、ヌマムツ、カワムツ、ボルでは近れの海とないの環となっている。 ・ 東流ではエノコログサ、セイバンモロの別側、落差でのよりに対しては重ねを添加された。 ・ 小流ではエノコログサ、セイバンモロの別には変が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流が流		
ロッ	中(南部)	、堀切川、洗戎川、	・オンサイト貯留・浸透による超過降雨対策:公共施設に浸透施設を整備し、また、民間施設においても、貯留・浸透施設設置の協力要請および支援制度を検討する。また、公共施設を中心にオンサイト貯留施設の整備を展開する。 ・河川計画との整合:河川計画と整合して、それぞれの役割分担を明確化した総合的な雨水対策を推進する。 ・ソフト対策の充実:市内の降雨状況や幹線水位をリアルタイムで把握することで、防災部局と連携を図り迅速な対応ができるようにする。 ・合流改善計画との整合:合流区域については、未処理放流の対策と並行して浸水対策を進める。 ■流域対策 (武庫川水系河川整備計画) ・流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において 30m3/s とする。(武庫川水系河川整備計画) ・上記以外の施設についても、実施可能な施設に対しては貯留施設等の設置を検討し、更なる治水安全度向上に資する。 ・また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。(武庫川水系河川整備計画) ■減災対策 (武庫川水系河川整備計画)	 ●堀切川(堀切川水系河川整備計画) ・沿川は住宅地が並び、河道の護岸は垂直で感潮区間であるため、河道内に植生はほとんど認められない。河道内で確認された生物種は少ないが、河口部は鳥獣保護区となっている。 ・鳥類は水面上ではカルガモ、カワウなどの水辺に生息する種が確認されている。 ・魚類は阪神電鉄付近でマハゼが確認されている。 ・河川の水質は下水道整備が進むとともに改善されており、近年のBODは (75%値)は2~mg/Iで推移している。 ■津波防災対策(兵庫県の取組)(「津波防災対策の推進」H23.10.24)(「津波防災対策の推進」H23.10.24) ・県では、既往最大である安政南海地震(M8.4)の規模(百年に一度程度の津波:レベル1)を想定し、対策を行なっている。このレベルの津波は、海岸保全施設の整備等により、被害を生じさせないよう「防御」するためのハード対策を中心に実施する。 ・東日本大震災(M9.0)の津波(千年に一度程度:レベル2)など、レベル1である安政の3連動地震津波を上回る規模の津波に対しては、ハード対策による「防御」には限界があることから、住民の避難に重点を置いた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対 		

1	//	١
(籴)

対象		河川下水道対策	流域分策
行政	河川		
下流域ブロック1 対行		■河川対策 ●河川対策 ●河川対策 ●河川対策 ・ブストル・アあるの間和36 年 6 月 27 日洪水を青野ダム等で洪水調節した後の河道への配分流量 3 200m3/s に対して流下離のが不足している。河口から、原来兼直線橋東下流までの河床掘削、低水路拡減、高水敷産削を行う。河床棚に上い必要となる橋建の補強又は改築の方法については、橋楽智書市と協議、調整を行う。河床棚に上い必要となる橋建の補強又は改築する。、決止型は、間辺の他下水の利用状況等を最終し、遠切、対応では、横楽智書を出議、調整を行う。河上では、同様のことを削退に接近くは改築する。・、以下の区間におけら河は鉱脈を主張的さる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 西京市では、「大規範開発」に与う政治を制に割する総計」に基づく協力受験により、流出即制対象(的型・浸透)の指導を行なっており、それにより野留精(調整的)年を設置している。 (総合治水条例) ・ 現では、雨水の選出量が地加する一定規模(Ima)以上の対処行為を行う開発者等に対し、基準に適合する「重要顕整治」の設置と設置後の適正な管理を基 搭化。 ・ なお、東皮が 年 4 月 1 日以降、重要調整池の設置・適正管理認需に違反したものには、知事から命令を行い、従わないときは感仪又は資金に処される。 (点面川間域総会治水能差計画) ・ 現まましかは、引き前を整理課事に努めるとともに、誤整治性導の対象となる更精の引き下げ、関帯池の個久化など、流出即制機能の更なる性にむけて検 対象との。 (点面川間域総会治水能差計画) ・ 現まました。 (点面川間域総会治水能差計画) ・ 現ままがある。 (力達すの両水管理の面) 規 ・ 現ままがある。 (力達すの両水管理の面) 規 ・ 現ままがある。 (力達すの両水管理の面) 規 ・ 対象を実施する。 (のま 実施など 前 内へ立か ・ 中学など の 無所のカーナッチ ・ ドア 等の浸透性の ・ 1 段 、 対象 ・ 2 日 ・ 学など から ・ 1 日

条例)

県は、六甲山麓地域を土砂災害から守るとともに、都市のスプロール化から六甲山系の緑を守り、山麓を恒久的な緑の防災ベルト(緑の防波堤)として保全

・地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水

整備する「六甲山系グリーンベルト整備事業」を西宮市で実施しており、さらなる展開を図る。



	対象 行政	対象 河川		減災対策	
	11100	753711	■水害リスクに対する認識の向上(知る)	ルベンンベ	■的確な避難のための啓発(逃げる)
			(武庫川流域総合治水推進計画)		(武庫川流域総合治水推進計画)
			●水害リスクを知る機会の提供		●自助の取組の推進
			・県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するな	など、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供するよう努め	・県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わな
			ే .		発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として
			●水害リスクを知るツールの整備		・西宮市では南部の5地区において住民が主体となって「手づくりハザードマップ」が作成さ
			・県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水初	皮害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にし	の取組事例)。今後は、他地域へ拡大するとともに、作成したマップを避難訓練等に使用する
			て、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図	ることを検討する。	も検討していく。
			・県は CG ハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれ	1らの映像等の活用方法について検討する。また、県は内容に	・県は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難
			ついて適宜見直しを行い、市はより住民理解を高める他の方法を検討する。		ご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。
			・西宮市では、CG ハザードマップを市ホームページに公開している。さらに、市政ニュースや	や地域 FM を活用した防災情報の定期的な配信を行なっている。	・西宮市では、情報伝達手段の1つである「にしのみや防災ネット」への登録を様々な機械を
			今後とも継続的に実施し、住民の水害リスクに対する認識の向上、啓発に努める。		後も継続的に実施する。なお、既存エリアメールの更なる活用策として、より詳細な地域分
			・市はハザードマップの更新時等、住民目線の現地情報を盛り込み、内容の的確性・分かり ⁹	やすさを向上させ、住民理解度の向上に資する。	うなど、避難情報の伝達体制の構築に努めている。
			・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政	攺的・技術的な支援を行う。(基本方針治水資料)	・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例)
			地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握するよう努力	め、その周知に協力する。 (総合治水条例)	・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。
			●防災の担い手となる人材の育成		・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。
			・県および市は、行政、住民、NPO等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修	多を実施する。	・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。
			・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えるこ	ことができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災	●共助の取組の推進
			に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し	」、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災	・市は作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できる
			の担い手の育成を図る。		が助けあう取組の推進に努める。
			・西宮市では、地域防災に関する講習会等を定期的に実施していたが、東日本大震災の発生を	を受け、地域防災リーダー育成に向け平成 24 年度よりカリキ	・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例)
			ュラムを作成し、地域防災リーダーの育成に努める。		・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。
			・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実	実に努める。	・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取
			・西宮市では、年2回、学識経験者による防災講演会を実施しているほか、平成23年度には	は、市民等からの要望に基づく出前講座(まちかどレク西宮)	●公助の取組の推進
			および、学校教職員等を対象とした防災教育を計 80 回(延べ参加人数 4,619 人)実施して	いる。これらの取組を今後も継続的に実施する。	・県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。
			・西宮市では、平成 22 年度以降、全市職員を対象に防災意識啓発への取組を呼びかけ、市民	^と の防災意識向上に努めている。	・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用すること
			・県および市は、地域毎に災害に備えた勉強会を実施し、発災時に備える。		・西宮市では平成 24 年度に災害時に避難所などで使えるダンボール製のベッドを供給する協定
			・ 地域住民は、以下の取り組みを行う。 (総合治水条例)		結した。今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開
			・浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適	切な対策を講ずることが重要であると認識する。	・西宮市では福祉避難所の設置運営に関する協定を締結するため、地元の特別養護老人ホームの
			自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習するよう努める。		今後も、市内民間事業者等との協定締結に努め、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動に努
			■情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)		・西宮市では、学校、公民館等の公共施設を指定避難所としている。また、避難所入り口には
下	西	夙川、堀切川東川、洗戎川 武庫川、新川	(武庫川流域総合治水推進計画)		災害を明示(地盤高が低く浸水が想定される避難所については、洪水時使用不可と明示など
流域ブ	宮		●避難情報の伝達		る方策を来年度以降実施する予定である。
	市		・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。		・西宮市では、民間所有ビルとの津波避難ビル利用協定の締結にあたり、洪水時にも利用可能
	南		・市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実を	図る。	追加している。これにより、現在23万人の一時避難が可能となっている。
ック	部		・西宮市では、平成 20~22 年度に市内 143 箇所に防災行政無線を設置した。今後も必要に成	なじて設置箇所の増加など、確実な情報提供体制の構築に努め	・市は避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実
1			ే.		具体化を検討する。(想定される浸水深さや至近の避難所を表示する「まるごとまちごとハサ
			・西宮市では、平成 23 年度に MCA 無線のデジタル化を進め、市役所本庁と消防署・支所との)連絡体制の向上を図った。	用。)
			・県は、県管理道路のアンダーパス部冠水危険箇所において車両侵入水没事故を未然に防止す		・西宮市では、地域の水害リスクに対する認識の向上・啓発のため、地域の地盤高を表示する
			表示板、道路冠水情報版等を設置するなど、現場情報に応じた対策を継続して実施する。(する予定である。
			・県では、東川、夙川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨		
			河川利用者への注意喚起を図っている。(総合治水対策の取組事例) 今後も、水位上昇傾向	引や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更な	
			る防災情報の提供体制の充実に努める。	凡例	(武庫川流域総合治水推進計画)
			・地域住民は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例)		●水害に備えるまちづくりへの誘導
			・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握するよう努める。		・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建
			・他の地域住民に、把握した情報を提供するよう努める。	赤字:市計画	水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。
			・また、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努める。	青字:兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)	●重要施設の浸水対策
			●河川情報の伝達	紫字:県・市が今後共同で取り組む計画	・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導
			・県は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。		学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置し
			・県と神戸海洋気象台が共同して洪水予報を発表し、TV 等のメディアを通じて早期警戒避難		じない構造にするなど、重要施設の浸水対策について検討する。
			・西宮市では地域防災計画において「災害時職員行動マニュアル」を策定し、避難勧告を発行	計するタイミング等を定めている。今後も、市職員へのマニュ	●水害に対する保険制度の加入促進
			アル遵守の徹底および、実績洪水等を踏まえたマニュアルの精度向上を図る。		・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制
			・県では武庫川洪水時に水位局での3時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信		入促進に努める。
			ニックス防災システム)している。今後も、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステ	テムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に	・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施
			取り組む。(総合治水対策の取組事例)		や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努める。(総合治水条例)
			・県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信については、国と調整して効率的な	な導入を推進する。	■津波防災対策(ソフト対策)(H24. 8. 29 資料)
			●水防体制の強化		●津波避難対策の推進
			・県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、追		・県は、津波避難市町マニュアルの策定・改定や、津波一時避難ビルの指定、避難訓練、ハザ
			機材の備蓄状況等(基本方針治水に関する資料)、水防に関する相互の情報共有や連携強化	***	難対策を促進する。
			・県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的		(「国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果に対する兵庫県の対応」H24.4.2)
			て防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。さらに、大規模災害を想定した演習を地域	或住民とともに開催し、発災時の円滑な避難・救援・啓開活動	・関西広域連合では、昨年度「関西防災・減災プラン」を策定した。これに基づき、鉄道高架
			に備える。		築物等を活用した津波避難対策等について、構成府県と連携して着実に実施する。
			・西宮市では平成23.10に警察、消防、自衛隊等が参加した総合防災訓練を実施した。さら	らに今年度は、JR の神戸線以南の住民 21 万人を対象とした津	●東南海・南海地震対策推進協議会の開催
			波避難訓練を実施する予定である。		・県は、県民局単位に設置している当南海・南海地震対策推進協議会において、市町、国の関
			・西宮市では自主防災組織未結成自治会等への結成推進に取り組んでおり、平成 23 年度には	は新たに 2 自主防災組織が発足した。今後も継続して自主防災	画のもと、それぞれの地域特性に応じた避難対策などの津波対策を的確に推進する。
			組織未結成自治会等への結成推進を実施する。		●地域防災計画の修正
I	I	I	・西宮市では、地域住民の要望に応じて各戸に 10 袋を限度とし、土のう袋の無料配布を行っ	ている。今後も継続実施し、水防活動への支援に努める。	・県は、県の津波シミュレーションの結果のほか、今後取りまとめられる国の被害想定結果、
			・地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加するよう努める		県の地域防災計画を修正する。

- わないために必要な知識の啓 **して提示する**。
- 或されている (総合治水対策 るなどの活用方策について
- 避難情報等を届ける「ひょう
- 城を利用して PR しており、今 或分割で災害情報の提供を行
- るよう、地区内で住民同士
- こ取り組むよう努める。
- ことについて検討を進める。
- 協定を段ボールメーカーと締 啓開活動に努める。
- -ムと現在協議を行っている。 ニ努める。
- には、看板を設置し対応する ど)し、的確な避難に資す
- 可能となるように協定事項を
- や実現可能性を見極めた上で ハザードマップ」の導入・活
- トる掲示板を今年度より設置

は建物への誘導を図るなど、

誘導を図るため、小学校、中 置したり、地下室を浸水が生

- 所制度)」等の保険制度への加
- 実施する共済制度等への加入

ハザードマップの作成等の避

高架駅舎・高速道路、高層建

の関係機関、警察、消防の参

果、対策内容等を踏まえ、本 県の地域防災計画を修正する。



	対象 行政	対象 河川			環境の	0保全と創造への配慮		
	1120			への配慮		たは代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るた	■生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針)以下の5点について配慮する。 (1) 広切り表表のようにあります。 (2) 広切りまました。	
			めに、 河川整備実施箇所における環境2原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。			R全・再生目標を設定の上対策を実施する。	(2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する(3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める	
			武庫川下流部の目標 (河口〜JR 橋)	対策 1	魚類等の移動の連続性 確保	潮止堰撤去で汽水・回遊種の生息環境を改善し、アユやウキゴリ等の回 遊魚の遡上を促進するとともに、上流床止めの魚道を改良する。	(4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する (5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める	
			<u>汽水域の拡大と</u> <u>干潟の創出</u>		干潟の創出	水制工等を設置して干潟の創出に努める。	具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。	
			めた手引きを作成する ●天然アユが遡上する川・	るとともに <u>づくり</u>	、パンフレットを作成して)持続に関する2つの原則」に則った事業の実施に向けて、留意事項等をまと に関係機関や地域住民、事業者などに「2つの原則」を普及させる。 }担のもとより望ましい川づくりに努めるとともに、生態系の保全・再生活動	①生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 ②種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全	
		武庫川	・平成 21 年度から実施 改善やみお筋の確保が から取り組んでいく。	をしている などによる また、必	移動の連続性の向上、産卵 要に応じてアユの生息実態	マユの降下等の生息実態調査結果を踏まえ、関係者の役割分担のもと、魚道の P場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なもの	 野生生物の生息・生育環境の保全・創出 野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ③遺伝子の多様性への配慮 ・遺伝子攪乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 ④外来生物への対策 	
			・武庫川らしい景観を係 ・下流部築堤区間のクロ河川整備にあたっては ・河口部では潮止堰等の 住民等との参画と協働	 ■良好な景観の保全・創出(武庫川水系河川整備計画) ・武庫川らしい景観を保全・創出するため、地域固有の景観資源の保全、歴史・文化等の地域特性への配慮等、地域一体で努める。 ・下流部築堤区間のクロマツやアキニレ等の高木樹は良好な景観を形成しており、河川敷の一部が風致地区に指定されていることから、河川整備にあたっては樹木伐採を最小限にする工法を検討するなど、良好な景観の保全に努める。 ・河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある河川景観の創出を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。 			・侵略的外来生物の排除・抑制 ⑤野生動物対策 ・野生動物の排除・抑制	
			・河川も重要要素であるため、治水との整合を図りつつ「兵庫県公共施設景観指針」に基づいて整備に努める。 ■河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保(武庫川水系河川整備計画) ・武庫川は、地域住民の身近な憩いの空間であり、今後も自然環境および治水計画との調和に留意し、多様な要請に応えられるよう努め			[川整備計画]		
			る。 ・関係機関と連携して河川利用の利便性を確保するとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努め、地域の環境学習を支援する。					
下流	西		・河川水面にあたっては	は、流域市	や関係機関などと連携して	て秩序ある利用に努める。		
流域ブロック	宮市(南部		放流水のさらなる水質	等生活排水 質改善に努	対策施設の整備は概成して めていく。	におり、今後は下水処理施設の高度処理化や合流式下水道改善事業などにより 5) の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に		
1 1			寄与し、併せて公共月 処理面積			恒川下流流域下水道事業を行っている。(兵庫県 HP) 5:1,484.0ha、伊丹市:784.0ha、宝塚市:2,327.0ha 計:6,677.8ha		()
			下水管渠	4	5岸第1幹線他7 L= 33,		赤字:市計画	н
			<u>処理場</u>	久	型理能力:374,900m3/日、	処理方法:高度処理(ステップ流入式多段硝化脱窒法+砂ろ過)	青字: 兵庫県計画(整備計画、推進計画以 紫字:県・市が今後共同で取り組む計画	<i>外</i>)
			完成の時期 ・定期的な水質調査や原			開始、平成 38 年 3 月:全体計画目標年次 レて実施し、水質状況を的確に把握する。		
			・油等の河川への流出事 ・わかりやすい水質指棋	事故につい 票による調	ては、「武庫川水質連絡会 査の実施を、関係機関と頃	議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。		
	-		■人と自然が共生する川つ	づくり (ひ	ょうご・人と自然の川づく	り事例集)	■生物多様性への配慮(生物多様性配慮指針)	
					充実に努めるだけでなく、 本理念・基本方針を平成{	. 人と自然が共生する「さわやかな県土づくり」に努めていくため、「ひょう 3年5月に策定している。	以下の5点について配慮する。 (1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する	
			・川づくりの軸には、※ 4つの基本理念		、生態系、親水、水文化・	・景観の4つを据えており、河川整備にあたってはこれを尊重する。	(2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める	
			・水辺の魅力と	快適さを	生かした川づくり		(4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する	
			安全ですこや流域の個性や		、り -体となった川づくり		(5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める	
		夙 東	自然の豊かさ	を感じる」	川づくり		具体的に下記5項目の視点で対策を講じる。 ①生態系の多様性への配慮	
		川川新掘洗川	■河川の総合的な保全と利 ・河川の適正な利用な			では、現在の河川水の利用状況を踏まえて震災などの緊急時には、河川水の利	・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 ②種の多様性への配慮	
		畑 疣 川 川 川	用が図られるように画	記慮する。			・野生生物の保護・保全	
		711 711	・河川流域および関連す 持・改善を図る。	する地域の	水循境を考慮し、関係機関	目との連携のもと、広域的・総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の維	・野生生物の生息・生育環境の保全・創出 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制	
					関係機関と連携し、水質の	D改善に努める。 Fい、河川環境の把握に努める。	③遺伝子の多様性への配慮・遺伝子攪乱要因の排除・抑制	
					いてモニダリング調査を1 等のため、河川の流況の排		・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制	
							④外来生物への対策・侵略的外来生物の排除・抑制	
							⑤野生動物対策 ・野生動物の排除・抑制	
							まり工制がソガルで「沖巾」	